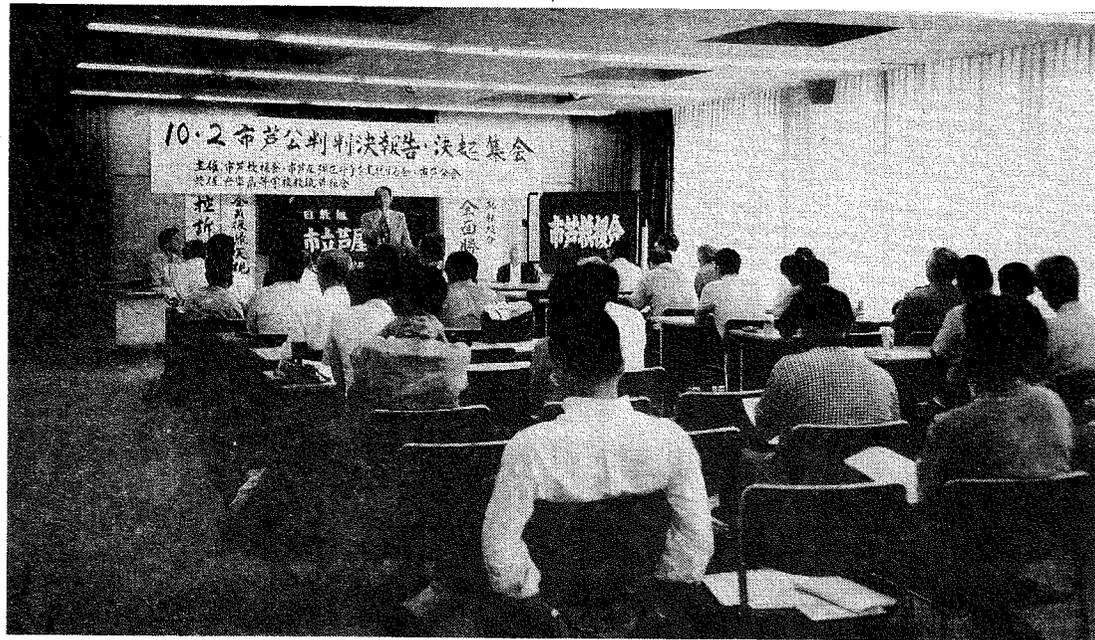


市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻100号 99/11 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5丁目3の16. テーラビル3F

100号記念

特集:10.2 市芦公判判決報告・決起集会



も／く／じ

特集 10.2 市芦公判判決報告・決起集会

勝利を確信しさらに一步前へ.....	救援会事務局.....	2
どうしても言わないかん.....	市芦救援会会長 玉本 格.....	3
<寄稿>完全勝利.....	市芦反彈圧闘争を支援する会会長 小川正巳.....	5
生きがたい世の中に風穴を開けた闘い.....	市芦反彈圧闘争を支援する会 南 悟.....	6
勝利判決を力に市芦をとりもどす闘いを.....	兵高教副委員長 吉田 豊.....	7
弁護団報告.....	弁護士 村田 喬.....	8
気を抜かず共に頑張ろう.....	兵教組芦屋支部書記長 中島伸一.....	12
持続した闘いに学び負けずに闘い抜こう.....	部落解放同盟芦屋支部書記長 山本直樹.....	12
闘いを支えた魂を広めてほしい.....	園田学園中等高等学校教職員組合 木島行雄.....	13
勝てなくても、負けないでいることの大切さ.....	原告 深沢 忠.....	13
意見交流/15		
市芦を再び「学びの場」として.....	市芦救援会副会長 玉田勝郎.....	21
寄稿 (川向秀武、加納健次、北川敏雄).....		22
10.2 集会決議文.....		24
後記/24		

特集 10・2市芦公判判決報告・決起集会

勝利を確信し さらに一歩前へ

救援会事務局

さる一〇月二日、芦屋市民センターにおいて「市芦公判判決報告・決起集会」を開きました。集会は、市芦救援会・市芦反弾圧闘争を支援する会・市芦分会主催、兵庫高等学校教職員組合（兵高教）共催で持たれました。九月三〇日の判決を前にした集会準備では、もしやの敗訴も予想しての「報告・決起集会」との意見もありましたが、画期的な全面勝訴判決をかちとり、本集会は、参加者の方々からの御祝いと更なる闘いに向けての激励をいただく会として、後半の祝宴も大いに盛り上がりました。多くの支援の方々のご参加をいただきましたことに対してここに厚く御礼を申し上げます。

「これがこの闘いの一番大切なことだ」と闘争勝利の核心として強調されました。更に六〇年安保の闘いを回想され、現在の危機的状況への強い憂いを訴えられました。続いて支援する会、兵高教から勝利判決の御祝いと、「市芦教育」をとり戻すための更なる闘いの訴えがなされました。次に弁護士団の村田弁護士から、長期闘争を支えた力として、「闘争心、正義を実現したいとの意欲の持続」そして支援者の熱心なバックアップがあったことを確認され、判決の分析報告が行なわれました。その中で、長期闘争となったが、公平審での詳細な証拠、尋問調書を地裁に採用させる中で画期的な不当労働行為性の認定をさせることができたとの評価がなされました。続いて支援・共闘団体として、芦教組、解放同盟芦屋支部、園田学園教組からの連帯の挨拶をいただきました。次に原告団を代表して深沢先生から、支

援の方々への御礼と、あわせて、きびしい状況下で「勝てなくても負けないでいること」の大切さを学び、今後とも共に闘っていくことの力強い訴えがなされました。最後に「原告全員の早期復帰」を求める集会決議文を参加者全員で採択しました。その後、会場で勝利判決の祝賀会を開き、多くの参加者から御祝いと激励の挨拶をいただきました。甲山に続く勝訴として、久しぶりに美味しいビールを味わう会となりました。最後に救援会玉田副会長から、市芦闘争の「しぶとさ」にふれられ、「学びの場」としての市芦再生が訴えられました。本号で集会の特集を組むに際し、支援する会小川会長、市芦教育の全国的位置付けを意見書としてまとめたいただいた福岡教育大学の川向先生から、貴重な寄稿をいただきました。また、勝利判決によせて各地から御祝の御言葉などいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。なお、一〇月二日の集会で御挨拶を含め、本号誌面の都合上、一部を割愛せざるを得なくなりましたことを深くお詫び申し上げます。

どうしても言わないかん

市芦救援会会長 玉本 格

この間、公判には忙しい中参加して下さっていた皆様には御礼を申し上げます。それから、弁護士さんには、よく教育の中身を勉強してください、協力してくださいって本当に御礼を申し上げます。市芦救援会通信を見ていて、目が白内障になっていて読みにくくなったんやけども、読みながら涙が止まらなかった。そこを讀んでみます。これはどうしても言わないかん。

それから、甲山事件じゃないけれども、まだ行政関係からいろんなことがあるみたいですけど、僕は今度の編集を見て、たとえば、ここにポロポロになった新聞を持ってきたんです。

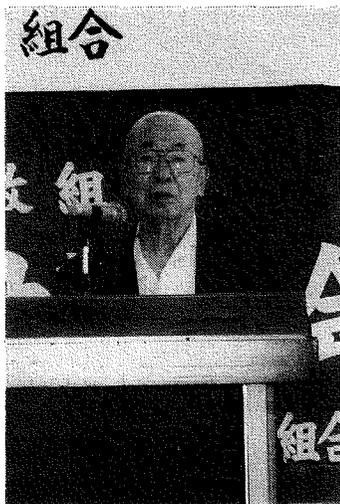
「原告石橋、同小川、同滝山、同森村、同深沢はまだその無念を宙ずりにしたままです。この無念さは、この子どもたちと出会うことでしか晴らしようがないのです。処分取消による学校現場への復帰以外癒されないものです。」

この七、八行の文を読んで泣いてしまいました。本当にそうだと思います。

「この無念さは子どもと出会うことでしか晴らしようがないのです。本当に涙が出てきて、何べんも読みました。一番大事なところはここじゃないのかと思います。」

「発言と行動」という新聞なんです。家で本の整理をしようとしたんです。古い新聞が出てきたんですね。「発言と行動」の第一号です。これは、私たち、戦争が終わって詩を書いてきた時に、特に腹が立ったのは「安保」のときですね。あのときに色々反対したんです。「発言と行動」というのは、文化人としてこの点をなんとかせよいかんのところがうかというところで作った。僕らは「航海表」という週刊誌に詩を書いていたんです。その中に、竹中郁さんがおられた。竹中さんがこれに参加しておられたとは知らなかったんです。

「兵庫県文化人『発言と行動』を評す」という文章を書いて、「時々刻々」という題で詩を書いておられる。その詩を読みます。



時々刻々

竹中 郁

碗の中のコーヒーが冷えてゆく
地球が冷えてゆく
刻々
花が散り
富士の大沢は崩れおち
しなるにわれら人間は
散らない 崩れない 冷えない
刻々
目はとらえる
手はつくる
刻々
軀は生む

短い言葉の中にもものすごい深いものがある。すばらしいなと思った。

それから小田実さんも、僕らが「安保反対」で騒いでいたとき、その時分からヴェトナムの戦争に対して反対運動をやったわけです。その人も参加しています。「暮らして奪い返そう」という文章があります。

『市芦救援会通信』の中には、僕らが大事にせないかんとすることが多く含まれています。例えば、「市政にたてつく人物、公民館講師から排除」という文も出てますし、それから、「校長の自殺の真相―日の丸・君が代強制」。

皆さんご存知の通り、こういうものを大事にして、本気でやらないと、これからの日本はどうなるかわからないという思いがあります。この自殺された校長さんは、広島県の私の郷里の世羅高校の校長です。この校長さんは、文部省や県教委からいろいろな所から、「お前はがまんして日の丸、君が代問題に反対する人は退職してしまへ」と強要されてたんですね。そういうこともちやんと出ています。

こういうことをほってはいけません。本気でやらないと。特に「日の丸・君が代」の問題は、これは放っておくとあかんと思います。「発言と行動」を起こさないダメじゃないかと思えます。ヴェトナム戦争のとき、日本の国がヴェ

トナムの人々をどれだけ傷つけたか、もういっぺん考え直してみないかん。そこがらんぼってきた人たちが現実におられてそのときの詩人たちがこの『発言と行動』を起こしたということですよ。

今、どうしても一言言いたいと思ってる、この新聞を持ってきたんです。「安保」の時、女子大生の樺さんという娘さんが反対運動をやって警察の警棒によって殺されたつらい思いを持っています。あの時、なぜ、もつとみんなやっておかなかったんか、それが、今度はもう鶴の一声で、教育委員会が言うたから、文部省が言うたから、行政が言うたからと、その通りになっていく。私の郷里は広島県の世羅郡というところなんです。「自分の命を粗末にして自殺するのは、そんなんは、ほんまにわかってない」と怒鳴りました。

この戦争が終わった時、原爆ドームを見た時、どんな気持ちでしたか。医者が徴用にとられて一人もいない。薬品も何も全部軍部にとられていて、その中で、私はかわい、かわい一人娘を死なせてしましました。それは、薬がない、医者がいない、そして、「お父ちゃん、おじいちゃん、お腹が減った、赤いマンマのご飯がほしい、カンヅメが食べたい」と言いながら死んでいきました。そういう言葉を思い出します。本当にそういう目に会った人、広島原



爆がいかにひどいものであったか、一生忘れないです。あの東海村の事件で、放射能にかかった人たちがどんなに腹が立ってるか。なぜもつとこれを本気にやってくれなかったのか。この日本がどないなってるかということ。そんなことを思います。今、病氣療養中で言葉不足ですが、お許し下さい。今後ともどうかよろしくお願いします。

▲寄稿▼

完全勝利

市芦反圧弾圧闘争を支援する会 会長 小川 正 巳

九月三〇日、不安を抱いて判決を聞きに裁判所に行ったが、「転職処分取消」という判決があつたという間に済んだ。正直言って挙げた拳のおろし場に困ったという感じとともにこみ上げてくる喜びを感じた。

思えば長い闘いであつた。一二年間にわたる闘争において、前田校長や小林管理部長の公平委員会審理における長い証言が悪夢のように思い出される。そのような悪夢のような証人尋問にもかかわらず、わたしたちの頭のなかには、単純明快な真実が動かしがたくあつた。市芦の教育実践を核とした組合運動に対する弾圧としての強制配転であるということ。

しかし、長期にわたる悪夢のような公平委員会審理はこの単純明快な真実の上に重くのしかかってくる。これを蔽う。わたしたちが希望を託した市の公平委員会も「市長の任命であり、公平委員会そのものが行政機構の一環であるから公平に審理が行われ公平な裁定が出されるなどということはない、かなり幻想に近い」。果たせるかな芦

屋市の公平委員会は、教員を職員であるから等しく市の強権に服すべきであるという理論を用意した。長い悪夢のような公平委員会審理の果てに、単純明快な真実を救い上げて明示したのは裁判所であつた。松本教育長及び前田校長の「組合敵視」を明らかにして、このような「不当な目的による転任処分は、社会通念上著しく妥当性を欠くもので、任命権者に与えられた裁量権を逸脱する違法な処分というべきで、取り消しを免れない」

私は青雲闘争とこのたびの市芦闘争に微力ながらかかわってきたが、市芦闘争が一二年間の長きにわたって闘われたが、同じようなケースである青雲闘争が五年で終結したことに留意したい。恐らく市芦闘争が長引いたのは公平委員会審理に幻想を抱いたからではなかつたか。その点、青雲闘争は最後は人事委員会審理と公判が並行し互いに連絡しあつて行われた、さらに県教委が力ある仲裁者の提案に乗って、青雲闘争は「和解勝利」に至った。青雲闘争はこれ

に加えて大救援体制に支えられて、当時の日本教職員組合の高山三雄さんが言っているように、懲戒免職者が五年の短期間に復職したということは画期的なことであつた。だが高山さんはこうも言っている、「人事委員会審理闘争の経過をみたとき、本人は勿論のこと、弁護団の先生方も、このような和解で解決するのではなく裁定を受け完全勝利で復帰したかったのではないだろうか。多くの人たちは、そのような条件ができていたと考えたのではないだろうか。」その意味では市芦闘争は裁判所の裁定を得ての完全勝利ではなかつたか。

いずれにしても市芦闘争は完全勝利を勝ち得たとしても、それは大きな傷をとまなつての勝利であるとも言えよう。原告の一人鈴木紀之さんの六月二四日の意見陳述書は痛切である。「被告市教委のいう『帰したから済んだことだ』という言い分は、あまりにも罪と恥を知らない言い分です。きちんと誤りを認め、謝罪し、償うべきは当然です。」「私たちは三〇代、四〇代の中堅となり、教員としての仕事をもつとも成熟させて力を尽くせるという時期を迎え、教職への意欲と情熱をいっばいにしていた時に、突然、無法にも教職から追放され、子どもたちや親との関係を絶たれたのです。この無念さは言いようがありません。この無念さを抱いてのこころ一〇年余です。」

生きがたい世の中に 風穴を開けた闘い

市芦反彈圧闘争を支援する会

南 悟

市芦反彈圧闘争を闘う先生方、ならびに支援する皆さん、本当におめでとうございませう。これ以上の喜び事は、僕も五〇数年生きてきましたが、なかったんじゃないかと言えぬぐらいの感激を持っております。

九月三〇日、出張で出て神戸地裁には行ってなかったんですが、五時過ぎに職員室に入りますと、畝本さんが「えらいこっちゃ」と、僕はまた生徒が何か起こしたんかなど(笑い)、生徒指導部長があつちこつちいってますんで、またなんかあつたかなと、そしたら、「市芦全面勝利やで」わーっ、えらいことがおこつてんなどと思つて、思わず拍手したら、周りにおつた非組の教師も思わずつられて拍手して「よかつた、よかつた」(笑い)。そういうエピソードがあるんです。

この生きがたい世の中で、非組のごく普通のおっちゃん先生まで、「やはり正義は勝つな」と言う励ましかたをしてくれたのを、わがごとくのように喜びをわかちあうことができたという風に思っています。

この生きがたい世の中で、本当に風穴を開けてくれたなど、非常にすばらしい闘いをして結果を導いてくれたなど、勿論今後が続くとは思いますが、このことで二つほど話をしてみたいと思います。

あんまり市芦の先生方、当事者に近づきすぎても客観的な判断を狂わされることがあるという二つの事例を痛感したので、それを披露しようかと思ひます。

一つは、つい二週間ほど前に、ある出版社の編集のお姉ちゃんと会つてまして、その人が回り回つてどっかから聞いてきたんでしよう、「南さん、もしかして市芦の先生のこと知つてはる？」と云うから、「勿論知つてますよ、僕も支援する会で会費払つとんですわ」と云うと、「そんなん、会費ぐらいでようすましょんね、先生の職を解いて事務職にするなんて信じられへん話でしょう。どんな闘いをしてんのん」と云うから、僕は言葉がよんどんでも、なに言うてええんか、あんまり近くにおつたら、でも、客観的に見たらそれほどひどいというのをどなたもおっしゃるといふことが一つ。

それから、九月三〇日の畝本さんの話を職員室で聞いて、すぐに夕刊を見に行つた。校長さんが見てたから、「今日、市芦でこういうことがあつたから、一面に載つ



てるはずや」(笑い)。前の日に甲山事件が、阪神大震災以上の記事の取り扱い方で、一、三面に載つて、それと同じぐらいの気持ちで受け止めとるから、見たけど載つてなかつた。

後で、校長から「載つてるぜ」と言われて、見たら小さく載つてた。僕にしたら大きく載るものと思つてた。

そういうことが、あんまり当事者に近づきすぎても客観的な判断を狂わすことになるといふ風に思つたんです。

それにしても弁護士の先生方、客観性を狂わさずにつつと闘つてこられて、頭の下がる思いがしてます。

市芦市教委が控訴するという話を聞きましたが、まだ続いていくかも知れませんが、僕らも今までの力を束ねてがんばつて闘いと思っています。

最後に、金山先生が「今回の闘いを勝利に導いたのは、深沢先生の一人抜け駆けで結婚されたということが大きな風穴を開けたことになるんやろ」と。(笑い)

勝利判決を力に 市芦をとりもどす闘いを

兵高教副委員長 吉田 豊

勝利判決おめでとうございませう。

兵高教全組員と共に喜びをわかちあいたいと思います。

山田彰道さんの県人事委員会の裁決が出た時、配転問題で勝つたのは日教組関係で初めてではないかと言われていました。あれから二〇年近くたつて、このリストラ時代、無茶苦茶やつてもまかり通るような時代に九人全員の転任処分取消判決で、画期的な判決だと思ひます。

九月三〇日は本部の執行委員会だったのですが、中止して本部執行委員みんなが判決を聞きに行こうということになりました。この歴史的な判決に立ち会えることができ

た。兵高教本部としても喜びです。ただ、私たちは勝つことに慣れていません。「かなわずとも闘い抜け」という言葉を胸にずつとやってきましたから、負けてもなお闘うためにはどうしたらいいかということしか考えてこなかつたので、どうしていいかとまどつているというのが正直な気持ちです。抗議行動なら得意なんです。

とりあえず、兵高教としてできることは、兵高教新聞の号外を出したい。組員はもちろんです、それを市芦市全戸に配布する。まず市芦市民に知らせる必要があると思ひます。二万戸ぐらいですか。月曜日の役員会で提案しますが、金がないと言われまふので、金は阪神支部でいふのはどうですか。(笑い)とにかく、勝つたら何をしてもいいかわかつていない。(笑い)

しかし、喜んでばかりもいられません。追いつめられた市芦市教委がするのには、学校そのものをつぶすということだと思ひます。全日制長期構想検討委員会の報告が出され、これから全日制のリストラ案が次々に出されると思ひますが、真つ先に市芦の廃校計画を出してくると思ひます。残り五人をもどすだけでなく、市芦をつぶさない、市芦の教育を取り戻す闘いをしていく必要があります。

ところで、今日、学校の準備室でございまして、出てきたピラを一枚紹介させて下さい。震災の後、ほとんどの本や資料は捨てたり、段ボール箱に詰めて田舎に持っていったりしたんですが、処分せずに置いてあつた「八〇年市芦闘争」とメモのある袋に入つていたものです。第一次強制配転の時の抗議文で、一六回生有志、日付は一九八〇年四月二日となっています。その一部を読みませう。

私達のほとんどは市芦に入学すると決めた時から、学力的にも低く、世間にも悪いうわさのたつていてる学校へ行くことがはずかしかつた。誰かにこの学校に行つていふのかと聞かれても、市芦という言葉を出すのに抵抗を感じていました。そんな思いを持つていた私達が入学して最初につかつたのが、家の話をクラスでみんなに話すことでした。話しはじめの頃は、どうして話さなければいけないのか、話をして何になるのかと、反感をもちながらも話してました。私達にとって家のことを話すという事は、決して楽な事ではありません。話す事一つ一つに他人の目が気になつて、どうしても、もう一歩が踏み出せずに逃げていました。自分の話をする事、他人の話を聞く事すらイヤになりました。自分は逃げる事しか考えられず、何も目の中に入らなくなつてました。そんな中で先生とい



抗議文

私達のほとんどは市芦に入学すると決めた時から、学力的にも低く、世間にも悪いうわさのたつていてる学校へ行くことがはずかしかつた。誰かにこの学校に行つていふのかと聞かれても、市芦という言葉を出すのに抵抗を感じていました。そんな思いを持つていた私達が入学して最初につかつたのが、家の話をクラスでみんなに話すことでした。話しはじめの頃は、どうして話さなければいけないのか、話をして何になるのかと、反感をもちながらも話してました。私達にとって家のことを話すという事は、決して楽な事ではありません。話す事一つ一つに他人の目が気になつて、どうしても、もう一歩が踏み出せずに逃げていました。自分の話をする事、他人の話を聞く事すらイヤになりました。自分は逃げる事しか考えられず、何も目の中に入らなくなつてました。そんな中で先生とい

えば、しつこく生徒を呼び出して話をし
てくる。そんな先生に対して私達は腹を
立て、先生は生徒を苦しめる為にいるの
かとも思った。でも先生はそんな私達を
見はなす事なく、嫌がってもとことん話
をしてきます。

一人一人きつかけは違っても、もう一
度話をしてみようとみんな思いだし、そ
の中で知らず知らず親の事や人の事を考
え出しました。そのようにしてくれたの

弁護士報告

芦屋市教委の不当労働行為を認めたと画期的判決

弁護士 村田 喬

勝つべくして勝ったのが、予想を越えた
勝訴なのか、人によって見方は異なるかも
しれません。しかし、いざれにしろ全面的
な勝訴判決でとにかく良かったというのが
率直な感想です。長年にわたる皆さんのご
支援に原告本人や組合員らと共に感謝いた
します。

今日の報告集会のタイトルには「転任処
分について全面勝訴」と書かれています
が、深沢先生と河村先生に対する懲戒処分
についても、公平委員会では出勤停止が減
給処分に変更されていますので、その意味

が市芦であったと、確信を持って言えま
す。(後略)

ここに書かれているような市芦の教育を
とりもどさなければなりません。

このピラ、なぜ捨てられなかったかとい
うと、この四月二日という日は、初めて私
が強制配転先の尼崎西高校に行った日なん
です。その帰り、一人しよぼんとして武庫
川駅で生まれ初めて阪神電車に乗りまし
た。行くときは兵高教組の役員が車で連れ

では全面勝訴ともいえると思います。それ
で、判決文については判決要旨の資料を見
ていただいで、簡単に触れておきたいと思
います。

先ほど、「正義は勝つんだ」という話が
ありました。ところがなかなかこの正義が
勝てないというのが裁判の社会です。甲山
事件のように、こうやって正義が勝つとい
うこともありすが、なかなかそうでない
例が多い、特に、労働事件においてはそう
であることは皆さんご存知のとおりです。
特にこういう不況下になると、経営者側

とです。闘いはまだ続くことになりま
す。最終的に全員が復帰できるときまでさ
らに時間が必要ですが、がんばっていきま
いと思っております。

まず、公平委員会についての感想です
が、行政側のひどさにつきましては、前田
元校長の反対尋問、あるいは小林管理部長
の反対尋問を延々と公平審でしまして、こ
れは、どうも、代理人の関心と言うか、許せ
ないという気持ちから詳細にやりすぎたキ
ライがあるかもしれません。しかし、詳細に
やったことによつて、不当労働行為性とい
うのが細かく立証できたと思うんですね。
それは言い訳ではなくて、反対尋問であ
る二人をいじめて楽しんでたという面も
ないわけじゃありませんが(笑)、結果
的には詳細な反対尋問をしたからこそ、そ
の二人の調書が裁判所に出たからこそ、裁
判所も不当労働行為性を認定できた。

不当労働行為性というのは、大変認定が
むづかしいんです。直接的に組合が嫌いだ
とか、嫌いだから配転したとか言う使用者
だとか行政はないわけですから、いろんな
客観的な事実を積み重ねることによつて不
当労働行為性というのは認定される。なか
なかそれは難しいんです。疑いはあるかも
しれないが不当労働行為があったとまでは
断定できない、という判例が多いんです。

ていつてくれました。芦屋駅に着いた時、
市芦が抗議行動しているのを思いだし、ハ
ッとして飛び降り抗議行動に加わり、もら
ったピラの一つでした。私にとつても捨て
去ることのできない人生の一日だったわけ
です。

人それぞれ違いはありますが、兵高教の
組合員はこのようなして市芦闘争に出会い
励まされてきたのだという一例をお伝えし
て、挨拶を終わります。



の攻勢は強いですし、何でも許されるとい
う状態がある。

そういう中で、こういうような全面的な
勝訴を勝ち取るというのは、貴重なもので
す。

一三年間と言うのは非常に長かった。終
わつてみれば短かったような気もしますけ
れども、これだけ長い間闘いつづけ、支援
しつづけるということは大変なことです。
当初は皆張り切っているし、緊張して頑張
ろうと考えているものですが、この意欲が
なかなか続かないのが通常です。ところ

とくに行政訴訟の中では人事委員会、公平
委員会においては、本件のように完璧に勝
つたのは、やっぱり公平委の審理の積み重
ねにあったと思います。

申立人(原告)の皆さんが膨大な記録を
保管しておられまして、それを出していく
と非常に説得力があった。そういった意味
で、一三年間というのはずいぶん時間が経
ちましたけれども、決して公平委の詳細な
審理が無駄ではなかったんではないかと思
います。

と言いますのも、裁判所で最初からやつ
てますと、裁判所は詳細な尋問は認めない
んです。証人もあまり採用しない。反対尋
問を制限する。主導問との関連がないと
か、重複といつて制限する。どうしても限
界がありますね。そういった意味では、公
平委で詳細な審理を尽くして、その資料を
ドンと裁判所に出したというのは、ある意
味で正解であったと思います。

争点に従つて簡単に見てみますと、

転任処分の不利益性について

本件転任処分が、取り消しを求め得る行
政処分といえるのかということですが、こ
れは、こちら側の主張通り、指導員は教員
と異なるんだと、身分あるいは経済的な意
味での不利益を生じると、そういう意味で

が、本件市芦闘争の素晴らしいところは、
闘争心、正義を実現したいとの意欲が持続
したということです。先生方の精神力、熱
意には敬服しますが、公平審や裁判へ向け
ての書証の準備、準備書面の作成等につ
ても緻密な努力を重ねてこられたと思いま
す。このような闘争心の持続を支えてきた
のは、皆さんの暖かく熱心なバックアップ
であったことは勿論です。

裁判において、ことに本件のような労働
事件においては、弁護士は所謂助っ人とし
てかありませんが、本件のような画期的な判
決を得られたことは、代理人としても本当
に嬉しいことです。

この一三年間、先生方は大変しんどい思
いをされてきた訳ですが、翻つて考えてみ
れば、本件強制配転によつて最も被害を受
けたのは、実はこの先生方から市芦で教え
てもらえなかった生徒たちであったという
べきでしょうか。

これは少しほめすぎかもしれませんが、
審理の中で先生方の熱心な教育活動や生徒
達との結びつきの強さを知ることができ、
この先生方と高校生活を共有できなかった
生徒達こそ大きな被害者ではないかと思
います。

この意味でも一刻も早く、全ての先生が
市芦に復帰してほしいものです。
予想した通り、市教委は控訴したとのこ

は当然不利益処分であるから不服申し立てができるという点でこちら側の主張を入れています。

あるいは、三人の先生、麻田先生、鈴木先生、吉岡先生は市芦に復帰しておられるので、復帰したんだからもう取消しを求め訴えの利益はないんじゃないかと、行政側は最終段階で言ったわけです。こんな馬鹿なことはない。盗んだものを返せばそれで窃盗でなくなるのかというと、そうではないのと同じことです。そういう簡単な論理がわかっているながら言うけしからん行政側であるわけです。これは、勿論、最初の処分が取消されない限りは原告たちの不利益は回復できないという形で、こちらの言い分を認めています。

指導員身分について

本人の同意が必要かという点についてですが、教員身分からいえば必要であると主張したんですが、この点は必ずしも同意は必要でないと判決はいつています。一般的な解釈でしょうから、これはやむをえないかもしれません。

しかし、指導員にしたわけですから、降任処分だということと争ったわけですが、判決は降任処分とは断定できないといっています。指導員身分については、専門家である

大学の先生方の協力も得て詳細な書面を書いたつもりでおりますけれども、裁判所はこの点についてはほとんど触れていない。指導員と指導主事の比較を若干書いているだけで、指導員なるものの違法性については述べていないことは極めて不満です。

人事権は無制限ではない

判決は、処分者の人事権は無制限ではないと、合理的理由あるいは必要性がなければ違法であると言っています。これも一般論ではあるんです。一般論としては裁量権はある。裁量権は逸脱してはいけない、あるいは濫用してはいけない。逸脱ないし濫用すれば違法として取消されるというのは一般的な考え方ではあるんです。

しかし、そのハードルを超えない例が殆どだと思えます。特に、こういった行政事件においてはそのハードルを大きく越えて踏み込んだというのはめずらしく、非常に意味のあることだと思えます。

逆に言えば、それだけ原告の先生方、あるいは組合の活動が活発であった、熱心に教育活動もやってこられた、そういう中で、熾烈な対立を行政側と続けてきた、そういうことが評価されたと言えますし、行政側のやり方があまりにも露骨であまりにひどかったということがいえるでしょう。

いかと思えます。

被告は判決を重く受けとめよ

転任処分の手続き的な点でも問題があった。事前の詳細な説明をすべきであったところをしていない。また、期間も定めずに異動させたこと、戻るチャンスがあったにもかかわらず、この間ずっとおかれただこと。こういうことも、不当労働行為を推認させるものだという認定がされています。

最終的結論として、「こういった事実からすると、転任処分は被告が原告らの分会における組合活動を嫌悪し、市芦高から排除し、当時対立状況にあった分会の勢力を弱める目的で行ったもの」と明確に書いています。

その後、「このような不当労働行為による転任処分は、教育行政目的に資するものではなく、社会通念上著しく妥当性を欠くもので、任命権者に与えられた裁量権を逸脱する違法な処分といふべきであり、取り消しを免れない」と、ここまで明確に書く例は少ないですね。行政による教育現場への介入が如何に不当なものであるか、教育委員会はけしからんことをやったんだと、裁判所は明確に認めているんです。ここまで書かれたら、おそらく教育委員

正直に言うと、私は全面勝訴できるかどうか不安がなかったわけじゃありません。とくに、六人については定数条例が改正されていまして、形式上は過員であることは間違いない、そうすると、それを突破するのはなかなか難しいんじゃないかなど。全力を尽くして努力したつもりではあります。このごろの裁判所の傾向もよろしくないので、不安が率直に言っていました。全面的に勝てるという自信はなかったですね。でも、勝ちました。それは、行政側のやり方があまりにも露骨でひどかったという点にも助けられたのかもしれない。

これが、六人が、他の非組合員とか、活動熱心でない先生方が六人のうち三人まで入っていたら、これはなかなか難しい点があったのかもしれない。それだけ露骨であったということが言えるでしょう。

不当労働行為について

勝ち方としては、配転の合理性、必要性がなかったということから、詳細な事実認定がなされています。配転先で市教委の言っているような仕事もさせていないし、必要性がなかったということが立証されています。ですから、市教委の主張がまったくのデタラメであることが明らかになっています。

そういった合理性、必要性が認められない

会も黙ってはいられないことになるんでしようが、自らの過ちを深く認めてほしいものです。

当時の教育長にしろ、管理部長にしろ当時の教育委員会の委員長であった現在の北村市長にしろ、現在の教育委員会の責任者にしろですね、こういった判決を重く受けとめてほしいと思えます。

また、公平委員会のあのひどい裁決書についても、憤りをあらためて抱くわけですね。皆さんの行政寄りのあのような裁決をしたことは許しがたいことだと思えます。勝ちましたけれども、市教委は控訴することになります。

面子ということもあるでしょうから、判決を確定させて市教委としては先生方を市芦に戻すわけにはいかないということでしょう。

でも、この判決の重みというのは否定しがたいものが芦屋市側にあると思えます。控訴しながら、なお和解の道をさぐるとか、具体的に先生方をどういう形で戻すかと、そういう問題になっていこうかと思えます。

高裁になりますと、また一から記録を読み直して、新鮮な気持ちを持って、なお完膚なきまでに市教委を叩き潰すべく、がんばりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

いとしても、裁量権の逸脱ないし濫用というのにはさらにプラスの要素が必要だと、これが本件の場合は不当労働行為です。

この点については、従来からの組合の活動が認められているということだと思えます。これにたいして、松本教育長であるとか、小林管理部長あるいは前田元校長の発言のひどさですね。本当に組合を弾圧しようとした。自分たちの気に食わない先生方を市芦から排除して飛ばしてしまいたい。組合を弱体化させたいということが非常に露骨に出ていた。その点について判決は非常に明確に述べている。良く踏み込んでくれたと思えます。

そういった他事考慮といいますが、本当の必要性に基づくものじゃなくて、組合潰しという他の目的のために飛ばしたということでもって、不当労働行為性が明確になっているわけですから、そういった意味で、人事権の裁量の逸脱で、この配転が違法である、取消すべきだという結論ですね。

一九八六年七月に松本教育長が就任して以来のいろいろやってきたことを、細かいことを含めて、例えば教頭の机を職員室に移動させたとか、資格のない方が生徒指導部長や進路指導部長になったとか、細かく主張・立証を重ねてきた結果として、教育委員会の意思はこしかならないんだということ、裁判所に分かってもらえたんじゃない

来賓挨拶

氣を抜かず 共に頑張ろう

兵教組芦屋支部

書記長 中島 伸一

今日は全面勝訴と言うことで本当におめでとございます。

私達も、長年、松本教育長の就任以来、芦屋支部も組合活動については、同和教育の問題などいろいろな問題でたたかれました。本当に今日は全面勝訴と聞いて、私達も共に喜んでいきます。

今の芦屋市教育委員会の実態というものがまだまだ変わっていませんし、現市長も同じ状態ですすんでいます。まだまだ攻撃もあります。

また、子どもたちが市芦高校に通えるという状態を作っていくには、私達の闘いによると思いますし、また、少子化の問題でクラスが減ったり、高校問題も本当に大変なことがあると思います。

共に、氣を抜かずにがんばっていききたいと思っておりますので、どうか今後とも共にならばりましょう。

持続した闘いに学び 負けずに闘い抜こう

部落解放同盟芦屋支部

書記長 山本 直樹

まず、全面勝利の判決を大変うれしく思います。この間の動きについて、一三年前の松本教育長の就任から攻撃が始まったわけですが、一九八六年一〇月の鈴木先生の強制配転の翌年、一九八七年四月に市芦に対する進学保障、私たちが闘いによって勝ち取ってきた制度ですが、その進学保障を要求していた生徒がはじめて切られるということがあり、その抗議行動をやったんですが、それ以降、市芦に対する攻撃と同じように解放運動に対する攻撃も激しくなりました。

一三年と一口に言いますが、おかしなことをおかしと言っているのは、そんなに難しくもないことだと思えますが、それを続けるというというのは本当に並大抵のことではないなということを感じます。

解放同盟の中も、目に見えて、闘っても運動がなかなか前進しないという中で、運動が弱くなるという面は否定できないんですが、そのような自分たちの組織のことを考えたときに、市芦の先生方の一三年間に

闘いを支えた魂を 広めてほしい

園田学園中高等学校教職員組合

木島 行雄

全面勝訴ということ、とりあえずおめでとございます。今日はどっちの挨拶なんかなど、おめでとございますか、これからはがんばりましょうか、どっちを言えばいいのかなと思ってきました。

向こうも控訴するでしょうし、闘いはまだまだ続くだろうなと思えますし、これからはもっと楽しく闘ってがんばってほしいと思います。

先ほどからもありますが、とにかく長いなど、毎月カンパも出してるんですが、一三年間、大分ようけ出したなと思いつながら(笑い)、いつまで出さなアカンのかなとか(笑い)、思いながら、でもやっぱり、長かったけれど、そこに立ってくれたはったから、闘い続けてくれたはったから、勝たないわけです。闘いがなければ勝利もないわけですし、普通の労働者でしたら、たいがいあきらめるんですけども、泣き寝入りか、家族に逆オルグされて「もうやめといてや」と言われてへこたれるというケースを多く聞くんですけれど、最後まで

で闘い抜かれたことがすごいなという風に思っています。

自分が強配をくらったというだけのことではなかったと思うんですね。初期のころは、さっき玉本先生も言われてましたけど、市芦の教育の中味というのをさかんに言われてましたし、この先生らはみんな市芦の教育の中味を背負いながら立ち続けられてきたんだと思うんです。

勝ったからといって、そのうちに戻れるかもしれないが、何もないと思うんです。勝利判決が出たからといって世の中変わりませんし、ただ、やっぱりそこで闘っ

原告団挨拶

勝てなくても、負けないでいることの大切さ

原告 深沢 忠

とにかく、今日は勝ったということで、おいしいビールを飲みたいと思います。

さきほど、青雲高校から強制配転された吉田さんからも話がありました。一九七七年青雲高校弾圧以降、兵庫県で教育運動を先進的に背負ってきた仲間たちが次から次へ強制配転されて、人事委員会提訴してもほとんど負けつづけていく中で、不当労働行為として強制配転が取り消されたケ-

わたる闘いというのは本当にすごいなと、何を、どんな議論をしてここまで闘いつづけてこれたのかなと、その姿勢に学ばんとあかんということを感じています。

全面勝訴ということですが、裁判闘争でなかなか勝訴というのはめづらしいという報告もありましたが、解放同盟にとっては今年の七月に狭山第二次再審闘争が棄却されるという、本当に悔しい決定があったわけですが、それでも、やっぱり、そういうことに象徴されますように、権力の壁は厚いですが、労働組合とかお上にたてつく組織が最近弱くなってきている中で、この全面勝訴という判決で元氣付けられる面もあると思えます。

我々解放同盟も、負けないようにこれからも闘い続けていかなければいけないなど決意を改めてしています。

これからも共にならばりていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。



てきたもの、魂というものがあると思うんです。それを今から広めてほしい。

市芦と付きあってほんまに勝った話も聞いたことなかって、初めて聞きましたんで、勝ったということはみんなに言いたくないかんのじゃないかなと思っております。まだあと五年ぐらいは付き合う気はありますから(笑い)、裁判が続くと思えますが、一回勝ったんだから、次ぎ負けても一勝一敗ですから(笑い)、それぐらいでがんばってほしいなと思えます。どうも、おめでとございます。

ストというのは、山田さんのたつた一例があるにすぎない状態でした。県立高校の教育運動の大きな流れが強制配転によって解体され、個別の、それでも屈服はしない闘いを強いられていく中で、私らの第一次弾圧がありました。一九八〇年の強制配転です。その時も、勝ち目はなかないかも知れないけれども最後まで闘い抜こうということをやつたら勝つてしまった。今回についても、